

鏑木秀彌の判決に関する声明文

令和4年2月14日

ケフィアグループ被害対策弁護団
団 長 弁護士 紀 藤 正 樹

副 団 長 弁護士 島 幸 明

事務局長 弁護士 荻 上 守 生

本日、東京地方裁判所刑事第6部（佐伯恒治裁判長）は、鏑木秀彌に対する詐欺及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）違反被告事件に関し、懲役7年、罰金300万円の判決を言い渡しました。

判決において、ケフィアグループは、顧客の出資した資金で商品の預託販売等を行う仕組みが存在せず、また出資元本や利息等として顧客に償還可能な程度の収益を生む事業も行っていない自転車操業であったと認定されました。

これにより、ケフィアグループの違法な資金集めの実態が、被害者を騙して金銭を収奪する、詐欺行為であったことが明らかにされました。したがって、かかる違法行為を主導し、被害者約3万人、被害金額1000億円を超える大規模かつ凄惨な消費者事件を発生させた鏑木秀彌に対する実刑判決は、当然の結果といえます。

しかしながら、弁護団としては、本判決及び検察の刑事訴追のあり方に関し、被害の抑止及び被害者救済の観点から、以下のとおり提言する次第です。

すなわち、本件は、前述のとおり、約3万人の被害者に対して、総額1000億円を超える甚大な被害を出した消費者事件であるにもかかわらず、わずか7年の実刑判決に留まっている点で、被害の重大性を反映した判決とはいえない側面があります。

その原因としては、ケフィアグループが、オーナー等を募集しはじめた当初から、顧客と約束した預託販売の仕組みや、約定の利益をあげるだけの事業を行っていなかったことが明らかであったにもかかわらず、検察において破綻直前期のいわゆる取り込み詐欺類似の一部のみを取り上げて起訴したことにより、その違法行為が生み出した被害の重大性や預託販売の仕組みを悪用する手口の悪質性が判決に直接反映されなかったものと思われます。

また、ケフィアグループの事業には多数の関連会社が関わり、鏑木秀彌主導のもと、一体となって違法行為に及んでいたにもかかわらず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）違反での起訴が見送られたことも判決が不十分なものとなった原因であるといえます。

さらに、裁判所においてもこれらの点が証拠に基づいてすでに明らかとなり、ケフィアグループの行為の悪質性や被害の重大性が明らかとなっている以上、形式的な求

刑に囚われず、これらの実態に見合った厳しい判断を下すべきであったと考えます。

被害実態にみあった刑事訴追や判決の言い渡しがなされない限り、法が予定する応報機能や被害抑止機能が十全に果たされることはありません。検察庁や裁判所におかれては、今後これらの観点に、より一層ご配慮のうえ、被害者にとって納得できる刑事司法の実現にご尽力いただきたいと思います。

鏑木秀彌においては、同判決を真摯に受け止め、自らの行為を心から反省し、今後、いかにして被害者に対する償いをおこなっていくのか、真剣に考えたうえで、実行するよう求めます。

なお、この間、安愚楽牧場事件やジャパンライフ事件などの大規模消費者事件が相次いだことで、ようやく昨年（令和3年）、特定商品等の預託等取引に関する法律（預託法）が改正され、販売預託商法を用いた大規模消費者被害発生の繰り返しに一定の歯止めがかかったことは評価に値します。しかしながら、政令において預託等取引については、3か月の預託期間が必要とされていることから、ケフィア事件については預託等取引にあらず、同法の適用外とされる恐れがあります。

この点について、この度の法改正に併せて新たに定められる政令に関し、当弁護団からは、預託期間の見直しを求めることを旨を含むパブリックコメントを出しましたが、消費者庁は、預託期間が必要であることを前提に、3か月という期間は「適切な期間として既に定着している」という形式的な回答を行うに留まっています。

被害者からみた契約の実態という観点では、ケフィア事件も安愚楽牧場事件やジャパンライフ事件と同様であるにもかかわらず、ケフィア事件を除外するような立法は、極めて不十分なものと評さざるを得ません。消費者庁においては、これまでの被害実態に鑑み、脱法事例が生じないよう、問題があると思われる事業者に対して、積極的に規制権限を行使していただき、重大な被害の再発防止に努めていただきたいと思います。

また、ケフィア事件が預託法の適用領域から外れるとした場合、今回の刑事事件のように、出資法2条1項違反（預り金の禁止）での刑事訴追が考えられます。

しかしながら、出資法1条ないし2条1項違反の行為は、法定刑が3年以下とされるなど、極めて軽微な刑罰が規定されているに留まっています。詐欺罪での起訴が限定的なものに留まっており、その分出資法違反の適用領域が広がっている現状に鑑みれば、同法の法定刑は、少なくとも、この度の改正預託法あるいは金融商品取引法などと平仄を併せた引き上げがなされるべきであると思料します。

以上